

**熊本県土地利用基本計画(第5次熊本県国土利用計画)一部改訂案に関する  
意見募集の結果及び県の考え方について**

No	御意見の概要	該当ページ	県の考え方	取扱
1	<p>今、各地で土地の再利用や再開発など様々な取組みがされているが、企業やそのバックにある、美味しい思いをする力が強く働き、『よりよくなりたい』と強く願う人々の想いが置き去りにされている事を目の当たりにして、憤りを感じたこともある。その土地に根ざした人々が、本当にその土地の将来を、日本の将来を長い目で考えた目的に使っていただきたい。日本の生活そのものの象徴であるイグサを守ってほしい。イグサ農家を応援したい。</p>	-	<p>農地は、国内有数の農業県である本県の礎であることから、今後もい草も含む多種多様な農林畜産物の生産に向け、優良農地の確保を基本として、地域の特性を活かした計画的な土地利用を図ってまいります。</p>	その他
2	<p>令和7年2月19日に開催された令和6年度熊本県国土利用計画審議会(第3回)の資料及び議事録は、本来、本件パブコメ開始時に公表されるべきところ。 県のホームページに掲載されたのはパブコメ締切日の3月26日となっており、パブコメ手続きとして瑕疵があるのではないかと。 熊本県は、県民の意見を聴く意思があるのか極めて疑問であり、県の見解を求めます。</p>	-	<p>パブリックコメントは県の政策の企画立案過程において、広く県民に意見を求め、その意見を考慮して県の意思決定を行うための手続であり、これについては県の実施要綱等に基づいて実施しております。 なお、審議会の議事録については、出席者への内容確認の後公表するため、ホームページへの掲載日が3月26日となったものです。</p>	その他
3	<p>第三回審議会資料から、「森林地域の縮小」に係る熊本県土地利用基本計画(計画図)の変更については、具体の開発行為に関する個別規正法の処分結果に追従するだけの内容となっており、「土地に関する個別規制法(都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等)に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能」を果たし得ていない。 この事実を踏まえた記載とするか、今後は、計画の制度運用を適切なものに改めるよう改善すべきである。</p>	前文	<p>土地利用基本計画は、個別規制法に基づいて指定される地域、区域に相当する地域について予め五地域として定めるとともに、五地域ごとの土地利用の原則や五地域が相互に重複する場合の土地利用の優先順位等を定めるもので、都道府県区域における土地利用基本計画を一元的に策定し、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うことにより、各種の土地利用計画の総合調整機能を果たすものです。 森林地域を含む五地域の変更については、個別規制法による地域、区域が自動的に追認されるわけではなく、県の関係部局で構成される調整会議、関係市町村への意見聴取及び国への事前調整等を経たうえで審議会に諮っており、これにより上位計画としての総合調整機能を果たしています。</p>	補足説明
4	<p>「世界的半導体企業が本県への進出を決定したことを契機として…」との受動的な記載となっているが、熊本県は県環境影響評価条例施行規則改正等の優遇措置を講じるなど、積極的な企業誘致を行っている。 また、農村産業法に基づく産業誘致での誤った制度運用や都市計画法第34条第7号の違法性が疑われる制度運用によって市街化調整区域内での開発許可を行い、地域の土地利用秩序を著しく損なう行政運営を行い、土地利用に関する大きな問題を地域に生じせしめている。  事実在即して文章を修正するとともに、これに対する反省を踏まえた内容を本改訂において明記すべきである。</p>	1	<p>令和5年10月の県環境影響評価条例施行規則の改正については、地下水涵養指針の見直しに加えて、事業者による自主的な地下水涵養の取組を促進するために改正したものであり、企業誘致を目的としたものではありません。 また、農村産業法や都市計画法の制度運用については、事前に土地利用調整を行い、法令に基づいた必要な手続きを行うとともに、国の開発許可制度運用指針等に基づき、適正に取り扱っています。 今後も、関係市町村等と協力し、法令に基づいた各種制度の適切な運用を進め、優良農地の確保を基本として、企業進出と農業振興の両立を図って参ります。</p>	補足説明